

② 総務省

法人名	独立行政法人情報通信研究機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:坂内 正夫)
目的	情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。
主要業務	1 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発。2 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であつて、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るもの。3 周波数標準値を設定し、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。4 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。5 無線設備の機器の試験及び較正を行うこと。6 業務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行うこと。7 高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備を整備してこれを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供すること。8 高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資するものの実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。9 海外から高度通信・放送研究開発に関する研究者を招へいすること。10 情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応じること。11 基盤技術研究円滑化法等に規定する業務を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:酒井 善則)
分科会名	情報通信・宇宙開発分科会(分科会長:酒井 善則)
ホームページ	法人: http://www.nict.go.jp/ 評価結果: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_02000031.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	H24年度	備考
<総合評価>	*	*	*	*		*	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 * H24年度:平成24年度は第3期中期目標期間の第2年度に相当し、初年度に引き続き4つの重点開発領域を中心とした研究開発を推進して、全体としては2年度の計画を十分達成したと評価できる。 H23年度:平成23年度は第3期中期目標期間の初年度に相当し、第2期での研究開発成果・目標の継続性も重んじつつ、また新たな研究開発理念に基づく研究開発計画に従って研究開発を推進し、全体的には、初年度としての計画を十分達成し得たと評価することができる。 第2期中期目標期間:NICTのミッションを踏まえ、5年間にわたる第2期中期目標期間の業務実績をみた場合、全体的にその目標を十分達成し得たと評価することができる。 H22年度:平成22年度は第2期中期目標期間の最終年度(5年目)に相当し、中期計画を締め括るにふさわしい研究業務、業務運営等がなされたと評価できる。 H21年度:総体的に見れば、当該年度における中期計画は十分達成されたと評価できる。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)戦略的な研究開発並びにその成果の発信及び普及	A	A	A	A			
(2)研究開発計画	AA×6 A×9 B×1	AA×4 A×11 B×1	AA×3 A×13	AA×3 A×14			
(3)高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援	A	A	A	A			
(4)利便性の高い情報通信サービスの浸透支援	A	B	A	A			
(5)その他					A	A	
(6)我が国の活力強化に貢献する研究開発の重点化					A	A	
(7)ニーズを適切に踏まえた研究支援業務・事業振興業務の実施					A	A	
2. 業務運営の効率化					B	A	
(1)組織体制の最適化	B	B	A	A			
(2)業務運営の効率化	B	A	A	A			
3. 予算、収支計画及び資金計画							
4. 短期借入金の限度額							
5. 不要財産又は不要財産となる事が見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画(第3期中期目標期間から)	A	A	A	A	A	A	
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画							
6. 剰余金の使途							
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	

法人名	独立行政法人統計センター(平成15年4月1日設立)〈特定〉 (理事長: 戸谷 好秀)
目的	国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 国勢調査等の製表を行うこと。2 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて統計調査の製表を行うこと。3 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理を行うこと。4 業務に必要な技術の研究を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長: 酒井 善則)
分科会名	統計センター分科会(分科会長: 廣松 毅)
ホームページ	法人: http://www.nstac.go.jp/ 評価結果: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_02000031.html
中期目標期間	5年間(平成25年4月1日～平成30年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	第二期中期目標期間	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 * 総務省独立行政法人評価委員会統計センター分科会は、総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
(1)業務運営の高度化・効率化	AA	AA	A	AA	AA	AA	
(2)効率的な人員の活用	A	A	A	A	A	A	
(3)業務・システムの最適化	AA	AA	AA	AA	A	AA	
(4)随意契約の見直し	A	A	A	A	A	A	
(4)製表業務の民間開放に向けた取組							
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表	AA×3 A×7 B×3	AA×5 A×6 B×1	AA×3 A×10	AA×4 A×6 B×1	AA×3 A×8 B×1	AA×5 A×10	
(2)受託製表	AA×3 A×9 B×1	AA×1 A×9 B×1	A×10	AA×1 A×8 B×1	AA×1 A×9	A×13	
(3)統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理	A	AA	AA	AA	AA	AA	
(4)技術の研究	A	AA	A	AA	AA	AA	
(5)製表結果の精度確保・秘密の保護	A	A	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	-	-	-	-	-	-	
6. 剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7. その他の業務運営							
(内部統制)			A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分	-	-	-	-	-	-	
(4)その他	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.9.6)(主なものの要約)

(1)総合評価

(中期計画全体の評価)

- 中期計画においては、投入量を分析し、その結果を活用して業務運営の高度化・効率化を推進することとされているところ、平成24年度においても、23年度に引き続き各種統計調査の製表業務が基準に基づき進められ、要求された品質で期限までに結果が提供されていると認められる。また、業務経費及び一般管理費の削減については、平成24年度は19年度に対し73.5% (3.7億円の削減) と中期計画における目標数値(平成24年度までに85%以下、金額では約2.1億円以上の削減)を達成している。また、常勤役職員数についても、中期計画における目標値である「平成24年度末に前期末(平成19年度末)比94%以下」に対して、24年度は90.8%と目標を達成している。
- 役職員の給与については、対国家公務員で100.1(地域勘案88.4)、対他法人で94.0となっており、適正な水準に保たれていると認められる。
- 業務・システムの最適化計画の実施については、平成23年度までに約3.9億円の削減目標を立てているところ、最終年度の23年度は効果比較年度の18年度に比べて約6.3億円の削減と、目標を1.6倍上回って達成している。24年度はその環境を維持しつつ適切に運用管理を行っている。
- また、新統計法に基づき平成21年度から新たに開始された公的統計の二次的利用業務について、利用者のニーズ把握に取り組むなど順調に業務が実施されていると認められる。製表業務に関する技術研究については、格付支援シ

システム及びデータエディティングシステムに関する研究が重点的に進められており、これまで研究を進めてきた成果を実用化したことにより、要員投入量に換算して23,703人日分の削減効果（推定）をあげていることに加え、OCR機により認識されたデータを用いて直接産業大分類に格付する技術の研究を行っており、文字入力に係る経費及び処理期間の短縮を少なくし、格付支援システムによる製表業務の更なる省力化が期待される。

- さらに、人材の確保・育成による組織の能率向上も着実に進められている。
- 以上のことから、全体としては、第2期中期目標期間（平成20～24年度）の最終年度となる24年度において、中期計画を十分達成したものと認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務・システムの最適化	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成24年度においては、平成20年度から23年度までを計画期間とする最適化計画に基づき構築した統計センターLANシステムについて、その環境を維持しつつ運用管理を行うとともに、次期統計センターLANシステムの平成27年1月の構築に向けて、データセンターの効果的な活用、情報システム障害時の迅速な復旧を図るなど、事業継続性を考慮したシステムの導入について検討を行っている。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 平成24年度においては、すでに目標を達成した平成20年度から23年度までを計画期間とする最適化計画に基づき構築した統計センターLANシステムについて、システム障害が発生しているものの、ネットワーク機器の監視方法を改善し、障害の再発防止及び復旧時間の短縮に取り組む等、その環境を維持しつつ適切な運用管理を行っていることは職員の業務効率を可能な限り維持しているものと評価できる。さらに、統計センターLANシステムについての現状把握を行い、課題を整理し、それを踏まえた上で、次期統計センターLANシステムの平成27年1月の構築に向けて、データセンターの効果的な活用、情報システム障害時の迅速な復旧を図るなど、事業継続性を考慮したシステムの導入について検討を行っていることは将来の業務運営の高度化・効率化につながるものとして評価できる。以上のことから、目標を十分に十分に達成していると判断した。 <p style="text-align: right;">など</p>
就業構造基本調査	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> • 就業構造基本調査において、震災による仕事への影響を把握する結果表を早期集計するため、製表に係る要員及びスケジュールの調整、プログラムの開発等に早期着手するとともに、産業・職業分類符号格付事務では統計センター内で被災3県の格付を行い、要請どおりに対応した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 就業構造基本調査において、東日本大震災に係る対応では、震災による仕事への影響を把握する結果表を早期集計するため、製表に係る要員及びスケジュールの調整、プログラムの開発等に早期着手するとともに、産業・職業分類符号格付事務では統計センター内で被災3県の格付を行い、要請どおりに対応したことは被災地の復興等の政策に寄与することにつながることから大いに評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
国土交通省総合政策局委託業務(内航船舶輸送統計調査、建築物滅失統計調査 等)	2(8)	<ul style="list-style-type: none"> • 建築物滅失統計調査において、国土交通省から、震災の影響で持込まれなかった23年3月分の一部調査票を含めた全ての調査票による集計(23年3月分、22年度計、23年計)を行ってほしいとの依頼を受け、再集計を行い対応した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 建築物滅失統計調査において、国土交通省から、震災の影響で持込まれなかった23年3月分の一部調査票を含めた全ての調査票による集計(23年3月分、22年度計、23年計)を行ってほしいとの依頼を受け、再集計を行いこれに対応したことは、当該統計の有用性を更に高めることに寄与しており評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16) (個別意見)

- 該当なし。

法人名	独立行政法人平和祈念事業特別基金(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:福井 健一)
目的	今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的とする。
主要業務	1 関係者の労苦に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。2 関係者の労苦に関する調査研究を行うこと。3 関係者の労苦に関し、出版物その他の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会その他の催しを実施し、及び援助し、並びにこれに参加すること。4 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法(平成二十二年法律第四十五号)第三条第一項の特別給付金の支給を行うこと。5 関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業(平成19年度より「特別記念事業」を実施)を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:酒井 善則)
分科会名	平和祈念事業特別基金分科会(分科会長:亀井 昭宏)
ホームページ	法人: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/daijinkanbou/t_kikin/kikin_kohyo.html (※平成25年4月1日に解散したため、公表情報を総務省ホームページに掲載している) 評価結果: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_02000031.html
中期目標期間	平成25年4月1日をもって解散した。

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	第二期中期目標期間	備考
<総合評価>	*	*	*	*	*	*	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 * 第二期中期目標期間:目標を概ね達成 H24:目標を概ね達成 H23:目標を十分達成 H22:目標を概ね達成 H21:目標を十分達成 H20:目標を概ね達成
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
(1)業務経費の削減	A	A	A	A	A	A	
(2)外部委託の推進	A	A	A	A	-	B	
(3)組織運営の効率化	A	A	A	B	B	B	
(4)随意契約の見直し	A	A	A	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)資料の収集、保管及び展示	A×3 B×1	AA×1 A×1 B×3	A×2 B×2 C×1	-	-	A×2 B×2 C×1	
(2)調査研究	A×1 B×1	A×2	-	-	-	A×1 B×1	
(3)記録の作成・頒布、講演会等の実施等	AA×1 A×3	A×4	A×4	-	-	A×4	
(4)書状等の贈呈事業	A	-	-	-	-	A	
(5)特別記念事業等	A×1 B×3	A×2 B×1	A	-	-	A×2 B×1 C×1	
(6)特別給付金支給事業			A×3 B×1 C×1	AA×1 A×3	A×3 B×1	A×2 B×2 C×1	
(7)その他の重点事項	AA×1 A×4 B×2	AA×1 A×4	AA×1 A×3 C×1	A×1	A×1	AA×1 A×3 B×2 C×1	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	-	-	-	-	-	-	
6. 剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1)施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	
(2)人事に関する計画	A	A	-	A	B	B	
(3)その他業務運営に関する事項	A×4	A×3 B×1	A×4	A×2 B×1 C×1	A×2 C×2	A×3 C×2	

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.9.6)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(中期計画全体の評価)

- 平成23年度末に申請期限を迎えた平和基金の唯一の事業である特別給付金支給事業については、法案立案時推計約67,000人を上回り、受付累計件数は69,466件、認定及び支給累計件数は68,847件であった。また、申請者の負担軽減を図るために様々なサービスを行ったことのほか、標準審査期間内に審査が実施される等の実績を挙げた。平成22年度及び平成23年度に発生・判明した特別給付金の過払事案について、平成24年度も引き続き対応し、すべて回収することができた(過少払いについては23年度までに対応済み)。これらを踏まえると、平成24年度の特別給付金支給事業に関しては、全体として目標を十分達成したと評価できる。
- 一方で、特別給付金支給事業に係る過少払事案及び過払事案や、特別記念事業における旅行券等引換券の未引換問題が発覚し、その対応を実施したが、その過程で監事への報告が適宜適切に実施されていないこと等が明らかとなり、内部統制・ガバナンスが十分であったとはいえない。
- また、平成24年度末に迫った平和基金の解散に向けた取組について、「主体的に取り組むことを期待する」との23年度評価を受けた平和基金自らの主体的な取組の成果が必ずしも十分明らかでなかったなど、総務省への円滑な引継のための準備としてはなお改善の余地があった。
- 以上であるが、平成24年度の主要業務である特別給付金支給事業については目標を十分達成したと評価できることを踏まえつつ、各項目を総合的に勘案すると、「目標を概ね達成」と認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
特別給付金の支給	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度の特別給付金支給事業については、「早期支給を目指す」との理事長指示の下、限られた体制で支給処理に全力で取り組んだ結果、法案立案時推計約67,000人に対して、受付累計件数は69,466件、認定及び支給累計件数は68,847件(支給総額 約193億円)となり、推計を大きく上回り終了させた。 また、事業開始当初から展開したきめ細かい広報活動により、前回事業で認定を受けなかった者(特別記念事業における特別慰労品の贈呈を受けなかった者)の認定が12,889件となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別給付金支給事業については、法案立案時推計約67,000人に対して、受付累計件数は69,466件、認定及び支給累計件数は68,847件と推計を大きく上回り終了させた。また、前回事業で認定を受けなかった者(特別記念事業における特別慰労品の贈呈を受けなかった者)が12,889件となった。また、平成24年4月に法案立案関係者に説明を行ったところ、関係部局の努力により当初見込みを上回る請求があった旨の発言があった。 一方で、平成22年度及び23年度に発生した過少払事案・過払事案については、過少払事案は平成23年度までに対応を終了し、過払事案については債務者に対して丁寧に対応した結果すべて回収できたものの、22事業年度及び23事業年度評価の際に分科会に報告がなかったこと等、法人として過少払い・過払いに関する問題意識が十分ではなかった面が見られるため、目標を概ね達成したと評価できる。
地方公共団体との連携	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 特別給付金の支給事業の実施に当たっては、強制抑留の事実の確認(軍歴等により入ソの確認)と帰還月日の確認が必要。特に、新規の申請者の場合、軍歴等を陸軍関係の兵籍簿等の書類を保管している都道府県に照会している。平成24年度においては、26都道府県に対して137件の調査を依頼し、全件について回答を得ることができた。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等との連携については、入ソ事実等の調査について26都道府県に年間137件の照会を実施し全件について回答を得、また、地方公共団体等の広報誌等への掲載について多くの地方公共団体等から協力を得たこと等により、目標を十分達成したと評価できる。
基金の解散に向けた取組	7(3)	<p>基金独自の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年1月、基金解散の業務推進のため、移行委員会、移行委員会SMを設置したが、平成23事業年度評価(平成24年8月)を受けて、移行委員会の活動を活発化させ、各種解散準備方針を矢継ぎ早に決定した。また、移行委員会の方針・指導の下、移行委員会SMは問題の抽出や整理を行い、作業部会の実施の確認をその業務とし、平成24年7月に発足した総務省との連携会議において決定された事項の執行を行った実務者チーム会議のメンバーが中核として業務を行い、基金独自の解散業務の推進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 23事業年度評価を受けた改善状況、すなわち、基金自らが主体的に取り組む成果を上げたという実績が十分明確ではなく、また、基金の規程集について総務省からの提出依頼にもかかわらず最後まで提出されなかった。 基金は解散後の業務後継組織がないため、最終年度たる24事業年度において残務処理をすべて終わらせることが重要な法人ミッションであったところ、上記のような状況であったことから、「中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法人名	郵便貯金・簡易生命保険管理機構(平成19年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:浦野 道郎)
目的	日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とする。
主要業務	1 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号。以下「整備法」という。)附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和22年法律第144号。以下「旧郵便貯金法」という。)の規定、整備法附則第5条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成17年法律第78号)附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第6条の規定による改正前の旧郵便貯金法の規定及び整備法附則第6条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定により郵便貯金の業務を行う。2 整備法附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和24年法律第68号。以下「旧簡易生命保険法」という。)の規定、整備法附則第17条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項各号に定める法律の規定及び整備法附則第18条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定により簡易生命保険の業務を行う。3 1及び2の業務に附帯する業務を行う。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:酒井 善則)
分科会名	郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会(分科会長:釜江 廣志)
ホームページ	法人: http://www.yuchokampo.go.jp/ 評価結果: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_02000031.html
中期目標期間	5年(平成24年4月1日～平成29年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	第一期中期目標期間	H24年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 ※ 総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会は、総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、「—」と記載している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	AA	A	A	A	A	A	
(2)業務経費の削減	B,A	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)資産の確実かつ安定的な運用	A,A	A×4	A	A	A	A	
(2)業務の質の確保、標準処理期間の設定	A	A×2	AA,A	AA,A	AA,A	A,C	
(3)監督方針の策定、確認等	A	—	—	—	—	—	
(4)業務の実施状況の継続的な分析	A	B	A	A	A	A	
(5)照会等に対する迅速かつ的確な対応	B	B	A	A	A	A	
(6)情報の公表等	A	A	A	A	A	A	
(7)預金者等への周知	B	B	B	A	B	A	
3.財務内容の改善に関する事項							
(1)予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(2)短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
(3)重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	—	—	—	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1)施設及び整備に関する計画							
(2)適切な労働環境の確保	A,A	A	A	A	A	A	
(3)機構が保有する個人情報の保護	A	B	B	A	A	A	
(4)災害等の不測の事態の発生への対処	A	A	A	A	A	A	
(5)内部統制の充実・強化	—	—	—	—	—	A	
(6)情報セキュリティ対策の推進	—	—	—	—	—	A	
(7)積立金の処分に係る金額の厳格な算出等	—	—	—	—	—	A	
(8)その他	A	A,A	A,A	A,A	A,A	A,A	

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.9.6)(主なものの要約)

(1)総合評価

(中期計画全体の評価)

- 組織運営の効率化については、平成23年度比1%以上の業務経費等の削減を達成。
- 提供するサービスの質の確保について、郵便貯金監理業務においては、監督方針及び実地監査計画に基づき、監督方針における各重点確認項目の確認、指導、実地監査をスケジュールどおり行っている。
- 業務改善のためのイニシアティブについては、業務改善のため、利用者の意向調査により利用者のニーズを把握し、役員懇談会等を実施することなどにより、部下職員に対して必要な指示、指導等を行うなどのイニシアティブを発揮している。 など
- 以上のことから、各種の個別評価を踏まえると、第2期中期目標期間の初年度においては、中期目標を概ね達成したものと考えられる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
提供するサービスの質の確保(簡易生命保険管理業務)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 保険金等支払の管理 <ul style="list-style-type: none"> ① 主な取組 平成 24 年度には、委託先において、入院保険金等の支払に関する請求案内漏れや支払漏れの発生が発覚し、その再発防止に向けた改善並びに保険金の支払の可能性がある過去の事案の点検及び請求案内を開始した。 ② システムリスク管理態勢に係る問題 平成 24 年度には、委託先において、プログラム誤りにより、特約配当金額(保険契約解約後の追加配当金額)の計算に誤りが発生(5,733 件)していたというシステムリスク管理態勢に関する問題が発覚し、平成 24 年5月11 日に委託先で報道発表を行い、機構のホームページにも掲載するとともに、お客様にお詫び状を発送した上で、不足額の支払を行った。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 保険金等支払管理について、監督方針の重点確認項目とし、委託先においては従前より過去の支払請求案件について、支払漏れ等の有無の点検作業が行われていたが、平成24年度には改めて大規模な請求案内漏れ、支払漏れが発覚している。この件に対し、事案点検・顧客対応の進捗状況、再発防止策の検討・実施等の報告徴求・確認、実地監査を行い、不適正事案について改善指導を行っている。 プログラムの誤りによる特約配当金計算の誤りが判明しており、この件での顧客への対応とプログラムの品質向上に向けたシステムリスク管理態勢の報告徴求・確認を行い、実地監査においてシステムの仕様変更、潜在バグへの対応状況の確認が行われている。 監督、指導によりサービスの質の改善が図られ結果につながっている項目も少なくないが、保険契約の要である保険金支払の管理について一層の効果的な取組が必要である。以上より、「目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価した。 など
預金者等への周知	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 預金者等への情報提供 満期を経過した郵便貯金残高を機構のホームページに毎月掲載して、満期を経過した郵便貯金の早期受取りを呼びかけている。 また、機構ホームページ上に、引き続き、郵便貯金の権利消滅制度等に関するQ&A、民営化前に預けていただいた定期貯金は全て満期となっていること及び毎年度の権利消滅額を掲載した。 平成 24 年度から、郵便貯金に係る「権利消滅のご案内」(催告書)及び郵便貯金払戻証書の「払い戻しをお勧めする通知」について、預金者に届いても読んでいただけずに放置されないよう、ハガキの表面に「重要」、「至急お読みください」の文字を記載するとともに、一般のお知らせとは違った配色のハガキを使用することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> 郵便貯金管理業務では、平成 23 年度の試行結果を踏まえ、平成 24 年度には満期後 15 年目、18 年目、19 年目の全預金者に対して通知を行い一定の効果を得た。このほか満期を経過した郵便貯金残高を毎月把握しホームページで公表するとともに、通知書類や封筒における注意喚起の工夫、機構ホームページでの周知等が継続して行われ、効率性や有効性を考慮した事業が実施されている。 機構全体の経費を抑えつつ新たな周知活動が行われているが、例えば、郵便貯金における権利消滅金や睡眠貯金の残高は依然として高水準であることから、更なる効果的な周知方法の検討が求められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし。

